

第2テーマ「地域包括支援活動への参加取り組み」

■コーディネーター

河合 和

高連協理事、シニアルネサンス財団事務局長

■パネリスト

臼井 美幸

江戸川区医師会地域包括支援センター所長

松谷 知子

福島市渡利地域包括支援センター所長

和久井 良一

高連協理事、さわやか福祉財団理事



〔はじめに／分科会の趣旨説明〕

河合：コーディネーターの河合です。第2テーマでは「地域包括支援活動への取り組み」と題して、地域社会の環境作りや地域包括支援活動へのシニアの参画について、話し合っていきたいと思います。

みなさんは「地域包括支援センター」というものをご存知でしょうか。あるいはどのような役目を果たしているか知っていますか。少し聞いて見ましょう。

(参加者に質問)地域包括支援センターを知っていますか？

参加女性1：はい。

河合：ではいつできたかということは何？

参加女性1：そこまでは。

河合：どのようなものかは知っていますか？

参加女性2：はい、高齢者を支援する施設であるという程度のことは。

河合：素晴らしい。実は他のシンポジウムなどで聞いてみると、大半の人が存在すら知らなかったりするのです。

上原：河合さん、ちょっといいですか。地域包括支援センターというのは、簡単にいうと高齢者と介護者の駆け込み寺です。

河合：はい。介護保険制度がスタートして、利用者が増えたの良いが、思わぬ財政の負担になった。このままいくと、日本の財政がもたない。そこで介護予防という考えが出てきました。手遅れになる前、重症化する前に予防すれば、医療費や介護費も抑えられる、という考えです。そこで地域の福祉向上や介護予防マネジメントの拠点として、地域包括支援センターが設置されました。今回は地域包括支援センターとは、どのようなものであるべきか、ということ、掘り下げていきたいと思っています。

まずは江戸川区で地域包括支援センターの所長をされている臼井さんに、地域包括とはなにか、ということ、説明していただきます。

◆臼井 美幸（江戸川区医師会地域包括支援センター所長）

○地域包括支援センターとは

江戸川区医師会地域包括支援センターの臼井です。本日参加のみなさまは、地域包括支援センターについてご存知の方が多く安心しました。実は江戸川区で65歳以上の高齢者に同様の質問をしたところ、「まったく知らない」という回答が65%もあり、存在の周知が徹底していない、ということ、痛感しています。

先ほど駆け込み寺というお話がありましたが、本日はパンフレットを元に、地域包括支援センターの役割を説明させていただきます。主な役割は、下記の4つになります。

まずひとつめの役割として、「相談窓口」があります。介護や高齢者のことについて、なんでもご相談ください、という窓口になっています。

2つめは、「地域ぐるみで支援します」ということです。介護保険の利用者が適切なサービスを利用できるように、ケアマネージャーや医療機関、関係機関と連携して、支援します。

そして3つめは、「自立した生活を支援します」です。軽度の方になりますが、要支援を認定された方が自立した生活を送れるように、ケアプランを作成します。また、介護予防の観点から健康教室、介護予防教室を開催する、といった啓発活動も行っています。

4つめは、「みなさんの権利を守ります」ということで、成年後見制度の紹介、高齢者虐待の早期発見や予防、最近減ったとはいわれますが、オレオレ詐欺などの消費者被害についての相談も、受け付けています。以上のように地域包括支援センターは、高齢者のさまざまな悩みを聞き、解決の手助けをする施設です。

先ほど、いつできたのか？ というお話がありましたが、平成18年4月に、介護保険法の改正に伴って設置されました。江戸川区には15カ所のセンターがあり、ランチという呼称の窓口も4カ所あります。1中学校区に1センターが望ましい、といわれていますので、30以上の中学校区がある江戸川は、まだまだ不足している、といえます。

各センターは担当する地域が定められており、私の所属している江戸川区医師会の地域包括支援センターは、区内の北部を担当しています。エリア内の人口は約3万5千人、高齢者人口約8千人を4名の職員でカバーしています。センターではケアマネージャー、社会福祉士、保健師などがチームを組んで支援活動を行います。4名で8千人をカバーするわけですから、当然人手は足りません。ですから地域のみなさんと連携をとりながら支援活動を行っていきたいと考えています。

また、江戸川区では介護予防だけでなく、生きがい事業にも早くから取り組んできました。現在生きがい事業として「熟年人材センター」「くすのきカルチャー教室」「リズム運動」「くすのきクラブ」といった事業を展開しています。「くすのきクラブ」は高齢者のクラブで200以上のクラブが活発に活動しています。健康作りとしては、ウォーキングの推進事業などもおこなっています。

こういった予防事業が活発なこともあり、江戸川区は23区の中では、介護保険の利用率が低い水準にとどまっています。センターの活動については以上です。

河合：ひとつよろしいですか。江戸川区のセンターの一覧を見ますと、臼井さんが所属されているセンターだけは、江戸川区医師会という特異な名称なのですが、これはどういったことなのでしょう？

臼井：一覧を見ますと、うち以外は、社会福祉法人か、委託を受けたセンターということになっています。私たちのセンターは、医療法人である江戸川区医師会が委託を受けて運営しているため、このような名称になっています。江戸川区医師会は地域医療に熱心な会員が多く、平成18年にセンターを設置することになったときいち早く手をあげたというわ

けです。医師会が母体となっていますので、認知症の問題にも力を入れており、月2回医師が相談窓口を開く、といった活動も行っています。

河合：それでは次に、福島で包括支援センターの所長をされている、松谷さんのお話をうかがいます。大変なときにもかかわらず福島から来ていただき、本日はありがとうございます。

◆松谷 知子（福島市渡利地域包括支援センター所長）

○福島における地域包括支援センター

福島市渡利地域包括支援センターの所長をやっています、松谷と申します。3月11日の大震災は、誰も経験したことのないできごとでした。電話はつながらない、水道、電気、ガスは止まる、交通は麻痺してしまう。どこのセンターも、目の前で次々と起こることを処理するのに追われる毎日でした。そうした状況の中で、私たちになにができたのか、そしてなにが課題であったのか、今になって見えてきたことがあります。今日は渡利のセンターがどうやってがんばってきたか、についてお話しします。

先ほどもお話がありましたが、地域包括支援センターとは、地域に住む高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるように、介護、福祉、医療などさまざまな面から支援するところです。

福島市には、中学校区と同じ数ということで、19カ所の地域包括支援センターがあります。センターには、専門職種である保健師もしくは看護師、社会福祉士もしくは介護福祉士、主任ケアマネージャーの配置が義務づけられています。ですから、センターには最低3人の専門職が働いています。しかし3人とはいっても、対象となる高齢者は3千人以上いるので、非常に大変です（高齢者人口の詳細は＜渡利地域包括支援センターの担当エリア人口＞参照）。渡利地区の高齢化率は、福島市の中では、それほど高くありませんが、寝たきりや精神疾患をもった人が多い、という特徴があります。また、ひとり暮らしの高齢者も増加しており、去年までは300人台でしたが、今は400人を突破しています。約3千5百人の高齢者をいかにして把握して、支援していくかということが大きな課題になっています。

＜渡利地域包括支援センターの担当エリア人口＞

総人口＝1,6963人

65歳以上の人口＝3,492人

高齢化率＝20.6%

70歳以上の人口＝1,828人

次に、関連機関との連携についてお話しします。渡利地域の介護保険の事業所としては、ヘルパーステーションが8カ所、ケアマネージャーのいる居宅介護支援事業所が6カ所、

デイケア・デイサービスの中小事業所が4カ所、訪問看護ステーションが4カ所、有料老人ホームが1カ所、となっています。そのほかに身体障害者や知的障害者の事業所が9カ所、病院が8カ所あります。

また昨年、福島市において、災害時要援護者避難支援連絡協議会というものが立ち上がりました。そこで要綱が打ち出されて、登録者の名簿の作成が始まりました。地域包括支援センターが最終的に町内会のほうに参入していく、という構造があったので、支所との連携を意識した活動に力を入れていました。

さらに昨秋、渡利の支所長さんから「渡利ネットワーク作りのために渡利地域の町会長、民生委員を集めた研修会を開くのだが、福島市以外での福祉施設視察をするならどこがいいだろう」という相談がありました。そこで石川町の地域包括支援センターの保健師さんの講演を提案しました。そして講演を聞いた町会長や民生委員が、これを自分たちだけで聞いたのではもったいない、と言って、住民にも聞いてもらおうと、講演会の第2弾を開催しました。渡利包括支援センターも後援としてお手伝いさせていただきました。社協や地域との連携も深まり、講演の第3弾は何をしようか、と話しているときに、例の大震災がやってきました。

震災後は支所が情報の拠点となり、町会、民生委員、消防団、社協、学校、包括支援センターが連携して、ことにあたりました。そのおかげで、地域全体や各組織との連携が深まっていきました。

また、5年前から渡利中学校の生徒を対象に「認知症サポーター養成講座」というものを開いています。中学生は体験学習として福祉施設を訪れるのですが、その前に地域の権利擁護委員の話と、地域包括支援センターによる寸劇をまじえた「認知症サポーター養成講座」を受講してもらっています。地域作りには、このような子供たちへの啓発活動も欠かせないのです。センターの対象は基本的に65歳以上ですが、地域の中のどんな相談にもなることが、地域包括支援センターの役割だと思っています。

河合：ありがとうございました。それでは次に和久井さん、よろしくお願いします。和久井さんは、公益財団法人さわやか福祉財団の理事を務めていらっしゃいます。

◆和久井 良一（高連協理事、さわやか福祉財団理事）

○自分らしく生きることのできる社会

さわやか福祉財団の和久井です。財団は「目指す社会は、すべての人が最後まで尊厳を保って、自分らしく生きることのできる社会である」という理念に基づいて、さまざまな活動を行っています。

先ほど地域包括支援センターについてお話がありましたが、簡単におさらいをしておきます。高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活するための、多面的な支援を行うことを目的としています。こうした理念を実行するためには、どのようなサービスが必要かを考え、足りないサービスがあれば掘り起こし、ネットワーク化し

ていくことが大事になります。そういった意味で地域のネットワークというのは、安心して暮らせる社会を作るためには非常に重要となります。

そして何よりも大事なことは、地域に住んでいる高齢者の実態をつかむことです。もっと突き詰めて言えば、個人がどういった生き方をしたいのか、まで把握することです。医療や介護は生活の一部であり、それで生活をするわけではありません。その人がどういう日常生活を送りたいのか、そのためにはどういったサービスが適しているのか、といったことを考えなければなりません。

高齢者が地域に住む場合、人をお願いして暮らすのではなく、自分のできることは自分でやり、できる範囲でもよいので、地域の活動に参加するのが望ましいのです。もちろん社会参加をしたからといって、対価を得られるわけではありません。しかし何かをしてお礼を言ってもらえれば、それが生きがいになります。私がこの世界にはまるきっかけになったのは、移送サービスにかかわってお婆ちゃんを送り届けたとき、「ありがとう」とお礼を言われたからでした。生きがいは精神を活性化してくれますし、体も元気になります。私はそうした人をたくさん見てきました。健康になれば介護保険のお世話にならずにすみずみます。

○情報センターとしての地域包括

地域包括支援センターというのは、地域の情報センターだと考えています。そして情報を集めただけで終わらせるのではなく、得た情報を活用してどのようにお互いが地域で支え合うのか、その中心となるのが地域包括支援センターなのです。

先ほどお話を聞いておりますと、対象人数が多いにもかかわらず、4人のスタッフで対応しており、大変だな、と感じました。ただ、人手不足を理由に、できる範囲のことだけをやっていれば良い、というわけではありません。自分たちだけで抱え込むのではなく、地域と連携することで、支援の幅を広げて欲しいのです。

ここで地域が連携するためのネットワーク作りの例を紹介したいと思います。それが福井県の「越前フレンズ」という活動です。フレンズというのは「ふれあいのネットワークで地域の課題を解決しましょう」の頭文字から命名されています。越前フレンズの活動に、ひなたぼっこの家というものがあります。小規模の交流施設で、民家を借り上げてそこに人が集まれるようにしています。

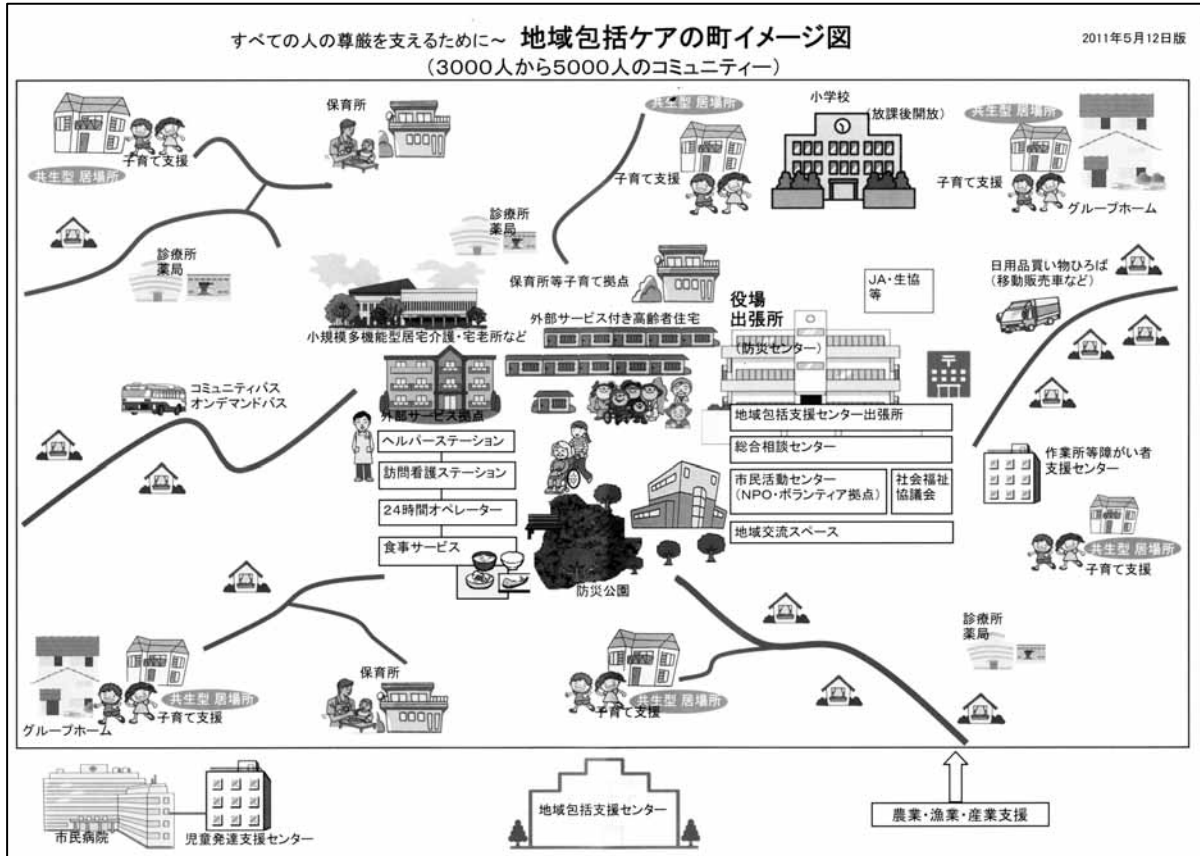
地域活動では、今できることから始めようという姿勢が大事です。研修会など勉強はするけれど、行動には移さないという人がたくさんいます。フレンズもきっかけは「さわやか」のやったフォーラムでした。そこに集まった人たちが、フォーラムだけではもったいない、地域のことをみんなで考えようということで始めたのです。フレンズは介護の事業者や地域包括支援センターとも交流して、地域の問題に取り組んでいます。

またフレンズは越前だけでなく、北海道の登別、秋田の横手にもできています。登別は高齢者の居場所作りに取り組み、横手では認知症の問題に積極的に取り組むなど、それぞれ地域を支えるための活動をしています。今回の震災においても横手フレンズは、岩手へ行って支援活動を行っています。

やはり行政だけでは手の届かないところがあります。地域包括支援センターやNPOが連携して、住民の生活を見守る、という形態が理想ではないでしょうか。

次に資料の図を見てください（配付資料「地域包括ケアの町イメージ」）。

これは3千人～5千人のコミュニティにおける福祉をイメージ化したものです。中心には



高齢者住宅や介護施設があり、その近くにヘルパーステーションなどの外部サービス拠点があります。その反対側に役場の出張所や地域包括支援センター、社協、NPOなどがあります。あらゆる組織や団体が連携して、中心にいる高齢者を支えていくという構図になっています。

またこの図には、共生型居場所というものがあります。コミュニティには、子供もいれば高齢者もいます。要するに地域は三世代でできているのです。ですから世代間交流を行える居場所を作っておくことも重要なのです。お婆ちゃんが孫世代の子供をかわいがる、子供がおじいちゃんに声をかけるといったふうに、お互いが顔を見せ合って交流することができるのです。こうした施設が点々とあれば、それだけで小さなコミュニティになります。これは防災、防犯対策にもなります。顔の見える関係ができあがっていれば、お互いを心配しますし気にかけるようになるからです。

また、地域包括ケアの町は就労の場という側面もあります。今、大企業が来ても合理化やロボット化が進んでいるため、大きな雇用につながるとは限りません。しかし子育てや高齢者福祉というのは、地域に密着した雇用も生み出します。これは山口県の話なのですが、あるグループホームを作ったところ80名の雇用が生まれました。企業で考えれば中堅

企業の規模に相当する雇用です。しかも地域に密着しているため、地元から離れずにすみずみです。今後はこの図のような子育てや高齢者福祉を組み合わせた地域作りが大切になってくると思います。

河合：ありがとうございました。後半はそれぞれのパネラーの方に地域包括支援センターの具体的な活動についてお話させていただきます。それでは臼井さん、お願いします。

○ささえあいネットワーク会議

臼井：地域の中において、地域包括支援センターは、コーディネーターの役割を担わなければならない、と思っています。実際、私たちが地域の中でコーディネートしているもののひとつに、「ささえあいネットワーク会議」があります。地域の高齢者にかかわる方々に声をかけ、情報交換や地域の課題について話し合い、お互いに顔が見える関係を築いていく、といった趣旨の会議です。行政、警察、消防、消費者センター、医師、町会、介護事業者、ボランティアといったように幅広い職種の人たちに参加してもらっています。案内が100件を超える、大規模な会議です。

会議では、参加者それぞれから情報提供をいただき、地域で起こっている問題を見つけ出し、解決をはかっていきます。お互いの顔が見える会議を開くことで、それぞれの役割が分かり連携がスムーズにいくようになりました。

また、参加者の地域に対する問題意識が高まり、具体的な成果もあがるようになっていきます。あるとき、消防の方から、「独居している高齢者の救急搬送が困難」という課題が報告されました。かかりつけの病院が分からない、緊急の連絡先が分からない、といったことがあり、搬送までに時間がかかっていました。何とかできないだろうか、ということで、私たち地域包括支援センターでは「SOSシート」というものを考案しました。裏がマグネットになっていて、冷蔵庫に貼るようになっており、名前、住所、かかりつけの医療機関、連絡先を書き込めるようになっていきます。シートを貼っておけば、ひとりで具合が悪くなって倒れても、救急隊が駆けつけたとき、すぐに状況をつかむことができます。去年は、シートを70歳以上のひとり暮らしの方に配布しましたが、「私も欲しい」という声が大きかったため今年は65歳以上で日中ひとりになってしまう方にまで範囲を広げました。希望があれば、高齢者夫婦世帯にも配布するようになっています。また、地域包括支援センターの周知が行き届いていないということで、シートの下に相談窓口やセンターの連絡先を書かせていただきました。SOSシートは、会議を開き地域の問題点を洗い出したおかげでできた成果だ、と思っています。

次にシニアの方の地域社会参画についてですが、江戸川区には介護サポーターという制度があります。元気な高齢者の方に講習を受けていただき、介護サポーターとして活動してもらおうのです。サポーターとして活動すると、活動時間に応じてポイントが付与されます（1時間＝1ポイント・100円で年度末に精算）。サポーターの方には、私たちが運営している介護予防教室を手伝ってもらったりしています。

それから先ほども話題にのぼりましたが、江戸川区でも女性のほうが社会参加には熱心で、男性は社会参画に消極的という傾向があります。私どものエリアに区内で一番大きな図書館があるのですが、そこの学習スペースに行くと、高齢者の男性がいつも居眠りをしています。こうした人たちにアプローチして、社会参画を促していきたいと考えています。

河合：ありがとうございました。ちなみに「ささえあいネットワーク会議」が開かれる頻度はどのぐらいでしょう。

臼井：消防から警察まで集まる大きな会議ですので、全体会議は年に1回です。ただ、そこで出された課題については、それぞれが持ち帰って話し合っています。

○福島における震災当時の取り組み

河合：分かりました。次に松谷さんに3月11日のことをおうかがいします。大震災に関して驚いたのは、早い段階で松谷さんのところから、ものすごい数の安否確認が送られてきたことです。

松谷：何千人という数の安否確認は、私たち3人だけではできません。しかし誰に聞けばこの情報が集まるかということが分かっていますし、日頃からネットワークを大事にしているため、迅速に把握できたのだと思います。

河合：なるほど。日頃からそうしたネットワーク作りに尽力されてきた結果なのですね。では震災当時の様子をお話してください。

松谷：統計によりますと、3月11日から1週間、福島市の包括支援センターが安否確認をした件数は7,892件でした。しかし実際には、この数字の何倍もの人を実態把握してきています。渡利地区の高齢者だけでも3千人以上いますので、市内の19包括が把握した数は、もっと多いはずです。

生活相談や具体的な支援については2,165件という数字が出ていますが、これも概算なので実態はもっと多いと思います。相談内容は、施設に入所するための橋渡し、医療機関への仲介、物資の提供、地域情報の発信、アルファ米の配布など多岐に渡っていました。

震災直後の渡利地域は、塀や瓦が壊れ、半壊している住宅も多く、道もまともに通れませんでした。主要道路はトラックや車で大渋滞しており、ドライバー同士が怒鳴り合うというパニック状態でした。もちろん電話も通じませんから、通信手段もありません。そのため安否確認は徒歩と自転車で行いました。一生のうちであんなに自転車をこいだことはないというぐらい、自転車で走り回りました。

高齢者のところを回ってみると、誰かしらが一緒についていて、ひとりぼっちでいるという高齢者はあまりいなかった印象があります。ただ、「避難所に早く逃げませんか」と誘導しても、避難してくれない人が多くいました。理由としては、自宅を離れたくないとい

うことと、通信が復旧したときに子供さんからの連絡が受けられない、ということでした。なかには「もっと大変な人がいるから先にあっちへ行ってくれ」という人もおり、大災害のなかでも周囲を気遣う高齢者に感心させられました。

介護保険を利用されている高齢者に対しては、事業所やケアマネージャーがすぐに確認に走ったため、迅速に安否確認が完了しました。複数の人間が確認に行った高齢者宅もありました。介護サービスの利用者に関する情報は二重三重に入ってきました。こうした重複は一見非効率に思えますが、高齢者からすればたくさんの訪問者があることで安心できたようです。

このことは、裏を返すと介護保険サービスを利用していない人の安否確認は手薄になるということでもあります。ですから地域包括支援センターでは、介護保険サービスを利用されていない方を中心に確認してまわりました。

一方、支所のほうでも町会長から民生委員という連絡網が機能していたので、ひとり暮らしの高齢者の安否確認が迅速に行われていました。支所には、消防団、社協、町会、民生委員、老人会、交番、学校の情報が集積されていたため、地域包括支援センターと支所が密に連絡を取り合うことで、高齢者の安否確認をスムーズに行うことができました。

渡利地域包括支援センターには、併設の居宅介護支援事業所、デーサービスセンター、ヘルパーステーションといった事業所があります。デーサービスには40名ほどの利用者がいたのですが、無線で道路状況を確認しながら、夜の8時頃までには全員を無事に送り届けました。

震災後は電話などの通信手段が途絶えていたので、情報的に孤立していました。そこでセンターの前にホワイトボードを掲示して、ガソリンスタンドや開店している商店の情報、避難所、井戸水の情報などを書き込みました。私たちも安否確認に飛び回っていたので、センターに人がいなくても地域の情報がかめるようにしておいたのです。

○各機関との連携

それから先ほども少し触れましたが、家屋が半壊していてもなかなか避難をしてくれない人がいます。「ここで死んでもいいんだ」と言って動いてくれません。そのような場合は関係機関に連絡をとり、行政に頼んで家屋調査に入ってもらうようにしました。行政が入ると事態の深刻さを理解して避難してくれる人もいます。ほかにも認知症の高齢者の避難調整といったことも行いました。

消防団の方と独居高齢者宅を訪ね、避難を勧めたこともあります。部屋の中にもものが散乱して歩けないような状態でも避難に同意してくれない人が多くいました。せめてトイレまでの道だけでも確保しておこうということで、片付けをしたこともあります。

また、ガソリンが不足していましたので、ヘルパーさんたちも身動きがとれず、配食や訪問介護などのサービスが機能なくなっていました。そこでサービスがストップしたことで、困ったことが起きていないか確認し、配食に関しては民生委員と一緒に食事の調達調整などを行いました。

今まで引きこもっていた精神疾患の患者さんが、震災の影響で症状が悪化するという例もたくさんあり、市や県の精神保健福祉との連携もとりました。また、具合が悪いのに訪問時には表に出さず、悪化してしまうという人もいました。なかには骨が折れているのに我慢している人もいました。救急車を呼んでもなかなかこられないので直接病院に運びました。また、退院しても帰る家が住める状況ではない高齢者のために、避難の調整ですとか、介護施設への入所手続きのお手伝いもしました。ほかにも他地域からの避難者の調整、避難所内でのトラブルの対応、24時間の電話対応、市役所からの問い合わせへの対応、避難所への炊き出しなど、多岐にわたる業務に追われていました。

もちろんこれだけの業務は4人だけではできません。たとえば中学生が高齢者宅へ水を運ぶというボランティアがありました。その姿を見てみんな感動し、地域の若者たちも自分たちも一緒にやるといって立ち上がってくれました。この動きはタクシー会社による水くみ支援活動へと広がっていきます。また、避難所では地元商店の方たちが無償で炊きだしを行ってくれました。

このように渡利では地域の中での連携や支え合いの意識が生きていたため、とりこぼされた高齢者はひとりもいませんでした。やはり地域の力は大きいのです。今後は住民の方と「地域の見守りはどうあるべきか」ということを一緒に考えていきたいと思います。

○市民後見人

河合：ありがとうございました。それでは続きまして、和久井さんに成年後見制度のお話をお願いします。いきなり話が変わるようですが、つながりがないわけではありません。介護保険制度がスタートしてできたのが、地域包括支援センターと成年後見制度ですから、どちらも介護保険を支えるためには必要な存在なのです。そのあたりのつながりについて、和久井さんに解説していただきます。

和久井：地域包括支援センターの事業の中に、権利擁護事業というものがあります。これは、基本的に社協がやるようになっていきます。権利擁護事業が難問になってきた場合に出てくるのが、成年後見制度です。では、成年後見制度とはどんなものか。

成年後見制度は、認知症や障害で判断能力が不十分になった人が、日常生活で、預貯金の管理や福祉サービスの手続きをする時、本人の立場に立って、本人に代わって権利や財産を守ってくれる制度です。

後見制度の潜在的な対象者は認知症・障がい者約450万人といわれています。ところが制度の利用者はまだ17万人程度です。一方、後見人のうち専門家は3割程度で、残りの7割は親族です。要するに制度を必要としている人は多いのに、後見人のなり手が圧倒的に不足しているというわけです。

その不足分をカバーするものとして期待されているのが、市民後見人です。専門知識をもった弁護士、司法書士といった専門職の後見人だけではなく、市民感覚をもった後見人を育てようということで、普及のために高連協や関係するNPOが活動を続けています。

そうした流れがあつて、私たちも2008年に品川で「NPO 法人市民後見人の会」を立ち上げました。そして2011年には、厚労省が「市町村長による後見申し立てと市民後見人・後見実施機関の創設」という政策を打ち出しています。

次に市民後見人の会の活動についてお話しします。私たちの会は、すでに法定後見人を受諾しているのですが、その仕組みは次のようなものです。まず市民後見人養成講座を修了し、支援員として実務を学んだ方の中から、正・副の担当者を決めます。これは個人で受けるのではなく、法人で受けるということです。個人の場合、それぞれ仕事や用事もあるわけで、いつも対応できるわけではありません。そこで正副担当者がスケジュール調整をして、カバーし合いながら後見活動をしていくのです。

そういった形で、10件の法定後見を受諾しています。後見の内容は、10件あれば10件ともまったく違います。家庭環境や経済状況によって変わってくるのです。そんなわけで、後見人の会では、初期段階に後見をした前任者が講師となって、勉強会を開いています。そして分からないことがあれば、品川社協に詳しい方がいますので聞きに行きます。こうしたやり方で活動を進めれば、市民でも十分に後見活動が進められます。

市民後見人には、相手に寄り添い、ふれあう心が、なによりも大切です。弁護士や司法書士は、職業としてやります。しかし私たちは、市民として、人間愛をもってやるのです。最初の受諾のとき、家庭裁判所より「なぜNPOが成年後見に取り組むのか」と問われ、「すべての人の尊厳ある暮らしを最後まで支える共助であり、安心の福祉の地域づくりをシニア市民が行う市民活動である」と答えました。成年後見は、町づくりでもあり、シニアの社会参加でもあるということなのです。

これは堀田さんが言ったことなのですが、「いきがいの真髄は何かを創り出すことだろう。それが人から認められれば、充実感は何倍にもなる」、という言葉があります。私たちは何も無いところから市民後見人活動をはじめ、マスコミが評価し、厚労省も認め政策にのるようになりました。何かをして人に認められれば、お金をもらえなくても、うれしいものです。70歳を超えた私が、まだまだやっていけるのは、生きがいがあるからです。

河合：ありがとうございます。

〔質疑応答〕

質問者1：横浜市緑区から来ました。地域包括支援センターについてですが、職員が4、5名しかいないとのことですが、多くの相談に答えられるものなのですか？

白井：相談員のメンバーは4名、相談件数は千～2千件の間です。相談の対応は電話、来所、訪問の3パターンで行っています。まだまだお元気な方には来所していただき、電話で対応しています。電話や来所で対応できないケースは、職員が訪問します。現在4名で何とか対応していますが、それでも時間的な制約で動ききれない場合は、民生委員や町会

の方に協力していただいて情報を収集しています。そしてその情報を元に私たちが対応するようにしています。

松谷：私のところは以前3名でやっていたのですが、3名ではやりきれるものではないので、4名に増やしていただきました。相談の場合、来所できる人はいいのですが、困っているにもかかわらず来所できない人を、いかに発掘していくかが課題だと思っています。

河合：パネラーのみなさま、本日は遠いところからありがとうございました。これにて第3分科会を終了いたします。

